

## これまでの前文に関する検討について

### 1. これまでの前文に関する検討の流れ【確認】

これまでの前文に関する検討は、次のような流れで行ってきました。

#### STEP1 第11回検討委員会(6月3日(木))

6月9日(水)までに、各検討委員から意見を出してもらうことになった。

#### STEP2 第8回作成委員会(6月11日(金))

STEP1で寄せられた意見について、各作成委員が必要なセンテンスを抜き出し(網掛けなどを行う)、6月16日(水)までに提出する。そして、それを事務局で取りまとめて、各作成委員あてに返信することになった。

#### 第9回作成委員会(6月19日(土))

第8回作成委員会で寄せられた意見を整理してみた結果、前文を作成委員会の場で検討するためにはある程度のたたき台が必要になると判断されました。

このため、第9回検討委員会には、これまでに検討委員から寄せられた前文案と作成委員会でやってきたキーワードの抽出等の作業経過を示し、前文に盛り込むキーワードや想い等を検討委員会で確認してもらったうえで具体的な案文づくりに取りかかることになった。

#### STEP3 第12回検討委員会(6月26日(土))

他都市の前文を参考にしながら、検討委員から出された前文をベースにして、前文に必要な要素を抽出したことが報告され、これをベースに構成を決定した上で、作成委員会で前文を起草することが確認されました。

とりあえず、浪瀬委員が次回作成委員会までにたたき台をとりまとめることになりました。

#### STEP4 第10回作成委員会(7月2日(金))

浪瀬委員から提案された前文案をもとに検討された結果、長文すぎてわかりづらいと判断され、次回検討委員会(翌日!)に、竹井委員が別添資料として提案することとなった。

#### STEP5 第13回検討委員会(7月3日(土))

浪瀬委員案をもとに検討委員から意見をうかがった。

浪瀬委員案をもとに簡潔化することが確認された(再校正は竹井委員に一任)。

#### STEP6 第11回作成委員会(7月6日(金))

竹井委員案について、簡略化しすぎて、不足している事項があるのではないかと、等の意見が出されたため、次回改めて検討することになった。

#### 第12回作成委員会(7月9日(金))

現在の案文のまま、次回検討委員会に提案し、検討委員からの意見を踏まえた上で竹井委員が案文を修正し、次々回作成委員会(7月19日)で再検討することになった。

**第 13 回作成委員会 (7月10日(土))**

現在の前文案を早期に検討委員に送付し、15日までに検討委員から意見を出してもらう。そして、検討委員意見を集約したものを、次回検討委員会に配布し、次回作成委員会で最終的に検討したものを24日の市民討論会に提出することが確認された。

また、これまでの検討の経緯と意見の募集内容(キーワードを再整理して一覧した結果、全体のつなぎがすっきりとしないため、振り出しに戻って考えること。前文案についての意見は修正だけではなく、新たな前文案を含めて募ること。)を送付時に断っておくことが確認された。

**STEP7 第 14 回検討委員会 (7月16日(金))**

事前に検討委員から提出された意見とともに、検討委員会の場では、竹井委員案をもとに意見をうかがった。

渡邊委員から私案が提出された。

**STEP8 第 14 回作成委員会 (7月19日(月))**

前文の内容を検討する前に前文の構成を確認する必要があるとの意見に基づき、前文の構成要素について検討した。

なお、構成については、前文の文章表現によって前後関係が変動する可能性があることから、現時点では確定させないことが確認された。

24日の市民討論会には、現在の案文を微修正したものととも、前文の論理構成(構成要素)と前文の検討は途中段階であることを記述した解説を示すことになった(解説の案文は石田委員が起案)。

**STEP9 報告書(案)市民討論会 (7月24日(土))**

多くの参加者の方から意見をうかがった。

**STEP10 第 15 回作成委員会 (7月29日(木))**

今回は時間の関係から検討を行うことができなかったため、前文を検討することのみを行う作成委員会を追加開催することが確認された。

**第 16 回作成委員会 (8月2日(月))**

(前文の検討)

**STEP11 第 15 回検討委員会 (8月3日(火))**

(報告書(案)に対する意見の反映など)

**STEP12 第 17 回作成委員会 (8月6日(金))**

(報告書(案)の最終修正作業(前文も含めて))

**STEP13 第 16 回検討委員会 (8月12日(木))**

(報告書(案)から報告書へ(報告書の内容の最終確認))

**最終 STEP**

**市長報告**

## 2. これまでに出了された前文に関する意見

### STEP1～STEP3 検討委員から寄せられた意見のまとめ

(第9回作成委員会「資料5」、第10回作成委員会「資料3」、第12回検討委員会「資料2」より)

前文で想定される構成要素(作成委員会検討内容)

#### 川崎らしさ

<キーワード>

人口動態、少子高齢化、130万市民  
環境、自然環境、丘陵、緑  
様々な価値観、多様な人々、地域特性  
産業、ものづくりの伝統、農業、工業、臨海部、情報化

- a わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった130万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます。
- b このまち、川崎を愛する私たち市民は、先人が育み伝えてきた自然、歴史、文化を大切にしそれを更に持続発展させて次世代に引き継いでいく責務がある。
- c 私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています。
- d このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています。
- e そこに様々な市民の様々な生活が営まれている。
- f 緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業
- g 住宅地・近代工業地区の混在地域に生活圈を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性がある
- h 都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、
- i 歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。
- j また、川崎には多様な人々が住み・暮らしています。
- k 東京、横浜に隣接し、
- l 産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物

#### 自治

<キーワード>

自己決定「私たちのまちのことは自分で決める」、主権者、住民主体、市民  
主役、住民の協力、力をあわせ(条例の位置付けに類似事項)  
地域の特色を生かす  
個人の尊厳の尊重(安全安心にも類似事項)  
行政との協働(条例の位置付けに類似事項)  
議会、行政の責務(条例の位置付けに類似事項)  
平和(安全、安心、生活にも類似事項)  
最高規範(条例の位置付けに類似事項)

- a 地方分権の時代にあつて様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもと、
- b 市民が主役となったまちづくりを実現します。
- c 自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます
- d これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。
- e 『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本
- f 自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。
- g まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする・憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な・生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を・尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します
- h 様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって
- i ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら
- j 市条例・規則の上位の規範として
- k 地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要
- l 市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、
- m 行政（市・区）と市民との協働
- n それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。
- o 人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、

### 安全・安心、生活

<キーワード>

安全・安心のまち  
 平和（条例の位置付けに再掲）  
 個人の尊厳（自治と重複）

- a 自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自律を尊重するが故に他人の自立、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、
- b 安心して暮らせるまち
- c 主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために
- d だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎
- e 市民が等しく人間として尊重される

## 将来展望、条例の位置付け・基本理念・制定の目的

### <キーワード>

最高規範（自治に類似事項）  
行政運営の原則  
互いの立場の尊重、人権尊重（自治に類似事項）  
協働（自治に類似事項）  
様々な価値観、多様な人々、地域特性（自治に類似事項）

- a 市政 80 周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します。
- b より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。
- c 地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

## 検討委員意見

### 第1案（荒井委員案）

私たち川崎市民は、『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本のもとに、この市民自治基本条例を制定する。

私たちは、主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために条例を定めて行使することを目的とする。

私たち川崎市民は、緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性があることを認め、各行政区はその特質を尊重する施策を講じるよう条例で定める。

私たち川崎市民は、物質至上主義から脱却して、自らを愛し、家族を愛し、郷土を愛する心が公共心を育み、子どもたちに明るい未来を、青年に希望を、老人に生きがいを、障害者には優しさを感じる明るい人間環境づくりのための政策を推進する。

この自治基本条例は、市民が市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民参加・協働の基本原則を定め、市民意見が反映された開かれた行政運営を行うために、具体的な制度・仕組みを規定する。

私たち川崎市民は、この自治基本条例の制定により地方分権の理念を最大限に生かし、川崎市民として自身と誇りをもって暮らせる都市づくりを、将来に向かって推進することを誓う。

### 第2案（石田委員案）

わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった 130 万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます。

地方分権の時代にあって様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもとに、自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自律を尊重するが故に他人の自律、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、市民が主役となったまちづくりを実現します。

市政 80 周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します。

### 第3案（濃沼委員案）

川崎市は、昭和 27 年 4 月 28 日、日本国の主権が回復して以来、自由民主主義国の一員として行動する日本国の一地方自治体であった。

川崎市は、全世界の見本となるべく、基本的人権を尊重し、地方自治を確かなものにする為に、平成 17 年 4 月 28 日川崎市議会の賛成多数を以って、ここに川崎市自治基本条例を制定する。

### 第4案（末吉委員案）

私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統をかしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています。

このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてくれています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています。

これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。

地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

### 第5案（高松委員案）

私たちは、この川崎市が母なる川・多摩川の水と、青空と、武蔵野の面影を残す緑のもとで、ともに働き、いこい、真に市民の心のふるさと呼べるにふさわしい都市として、よみがえるため、市民と自然が共生し、文化の香り豊かな市格と魅力をもち、新しい都市「人間賛歌都市」を創造していくことを決意して行動を起こさなければなりません。

そこには、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの弱者には、いたわりがある、あかるい人間生活の環境が確保されなければなりません。

この川崎市市民自治基本条例は、市民主体の市民による市民のための自治をめざし、市民が市長、市議会議員等と一体となり「人間賛歌都市」を実現するための川崎市の基本理念であり、憲法であります。

この理念のもとで都市運営にあたる市政は、人間尊重を基本として市民生活を最優先に志向し、希望のある将来の川崎市の総合計画施行にあたっては、つねに市民の負担による税を尊重して、公平で効率的に重点的に志向しなければなりません。

市民も市政に対してパートナーシップの精神にのっとり積極的に参画して、おたがいが信頼できる関係を構築し、世界に誇れる「人間賛歌都市」としての川崎市のまちづくりに全力をあげ、新しい都市文明の創造に向って、日々前進することを目指し、ここにこの条例を制定します。

#### 前文の考え方

1. 川崎都市憲章（条例）原案：川崎都市憲章起草委員会（1973年2月7日）を参照
2. 川崎市らしさ、川崎の特徴をうたう。
3. 「人間都市」をこえて「人間賛歌都市」を宣言する。
4. 行政の役割及び市民の役割の基本的考え方をうたう。

5. 信頼と尊重をうたう。

などを盛り込む様に考えたものです。

### 第6案（竹井委員案）

（呼びかけ調の前文）

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合おうではありませんか。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めようではありませんか。

議会はそんな一人ひとりの市民の声を、市全体としてまとめていく場です。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支える組織です。行政の長たる市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行って下さい。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声を聞いて下さい。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題と、いろいろな問題が出てくるでしょう。また、ますます複雑化し、途方にくれることもあるでしょう。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、平和を愛する心と基本的な人権を大切にする精神を持って、みんなで力を合わせて、対処していこうではありませんか。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にみんなでしていきましょう。

（宣言調の前文）

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます。

議会はそんな市民の声を市全体としてまとめていきます。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支えます。市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行います。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声に耳を傾けます。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題まで、ますます複雑化して現れてきます。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、基本的な人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、対処していきます。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にしていきます。

### 第7案（塚本委員案）

海を南に、東に多摩川、北に豊かな緑、私たちの街川崎市は、自然に恵まれ、世界 100ヶ国を超える、外国籍の人々も住む、人口130万人、日本有数の大都市です、そして、曾って、日本の重工業産業を支える、中核都市でもありました。

時代の変遷とともに、重工業は今、知能集積型のハイテク産業へ、また市内は、音楽溢れる文化の街へと、移り変わりつつあるも、都市化の進展は貴重な緑を蝕み、巨大マンションラッシュは、住環境の悪化をもたらすなど、様々な問題も生じております。

このような中で、自分たちの住む街は、自分たちで、誰でもが、安全で安心して住み暮らし、多様な異

文化も、共存共生する市民文化を育て、議会、行政、市民の協働の下「市民の市民による市民のための」21世紀にふさわしい、平和な人権国際都市、川崎自治実現のため、この条例を定めるものである。

### 第8案（浪瀬委員案）

わたしたちは、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざします。

わたしたちは、まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します。

より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。

東西に（南北に）細長い川崎は、この100年で都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、川崎市が政令指定都市となったのち、現在の7つの行政区にわかれています。川崎は、歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。また、川崎には多様な人々が住み・暮らしています。

様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって、自分たちのまちのことは自分たちで考え、みんなで協力し、積極的にまちづくりに参加して、ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら市民の生活を最優先に暮らしていける川崎市をつくります。

### 第9案（長谷山委員案）

誰もが普遍的に持っている「自分の人生や、暮らしを充実したものにしたい」、「自分の存在をかがえのけないものとして認め、また他者からも認められる関係の中で、安心して暮らしたい」という願い。

また、私たちが暮らす環境が損なわれず、未来に希望を持ち生きていきたいという願い。川崎市にかかわるすべての人にとって、この願いをかなえられる状態に近づけるための手段として、自治基本条例を策定し、これをその願いをかなえるために有効に活用していくことをめざす。

### 第10案（藤崎委員案）

我々がこれまで経験したことがない社会の質的变化があり、高齢化社会、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、地球規模での温暖化現象、公害問題等に伴う諸々の環境の危機に直面しています。

このような状況下にあって、私たちの生活を取り巻く現代の情勢は著しく変化している。このことを踏まえ、私たちが生活している川崎市（首都圏）では、これらの諸課題を解決しつつ、すべての市民が共感できる豊かな質的に高い川崎市（都市社会）として活力と潤いのある町づくりのための新たな創造を目指した将来像を見つめつつ前文が記されればと思料します。

（主意見）

- 1．全ての市民が等しく人間として尊重される自由と活力と潤いのあるかつ安全で安心の町づくりのための記述。
- 2．憲法で保障されている自治権は個性的で豊かな都市づくりを進めるための基本権利である市民主権ということ踏まえ、（市民社会と連帯）自治と分権を確保することを記述。
- 3．市民社会をめぐる環境は、多様化、複雑化していくと予想されますが、市民生活優先の堅持を記述。
- 4．人と自然が共生する環境と心豊かに生活できる活力と安らぎと潤う町を目指す記述。
- 5．生きがいとゆとり、個性的で魅力ある都市づくりの重要事項を記す。
- 6．危機管理に関する事項
  - ・安全、安心な生活の確保について（防災、防犯を含む）
  - ・交通機能（快適な市民生活を支える）
- 7．情報の共有化に関する事、市民参加と協働に関する事



## 第11案（山下委員案）

国際環境の変化の中で、我が国は少子・高齢化や情報化の進展、社会の成熟化など社会情勢の大きな変化に直面している。

川崎市は多摩川を背にして南北に長く、夫々の地が川と街道沿いに発展したが、市の南部は我が国の産業進展とともに臨海工業地帯となり公害に取り組み、北部は農地の中にベッドタウンとして整備され、環境を保持し、又、夫々の地域は商業の中核地を育てて来た。

市民は自治の主権者として市民自身の姿勢をもとに市政運営のあり方、市と市民の関係、市と国の関係につき条例として位置付けを明確にし、市民及び市が共有する。このためあらゆる市条例・規則の上位の規範としてこの条例を制定する。

市民の目指す都市は、明るく住みよい安全で健康な、快適で美しく且つ利便性のある都市である。

自治は市民とともに、市民の住む地域が主体であり、市民の積極的な支持と参画のある地域コミュニティの上に市民活動を支える地域社会づくりを必要とする。市内は特に地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要で区又は区単位の活動が重要で役割が大きい。

自治が中央集権から地方分権へ動く流れの中で、市は地方公共団体として自主性と自立性を高め、総合的な行政を市として責任をもって進める。

市政を進める役割として市民、事業者、市行政、市議会が夫々協力し、社会保障、教育、文化、福祉、環境、産業振興、治安、情報公開等市民が求める理念に進まねばならない。

## 第12案（吉田（高）委員案）

川崎らしさを活かしたまちづくりの方向について

川崎の地理的条件は大きな長所である。それを活かしたまちづくりをすすめる。

- ・川崎市には、海、川、丘陵など豊かな自然がある。
- ・巨大都市東京、横浜に隣接し、首都圏の中心部に位置している。

広域的、国際的な拠点性を十分有している。

産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物である。これを活かして国内、国際的に存在感のあるまちづくりをすすめる。

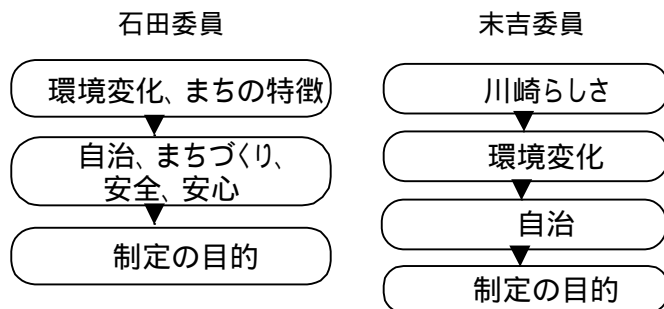
市民自治について

個別分野毎の政策、施策、提案等の実施を担保、保障する根拠となる。

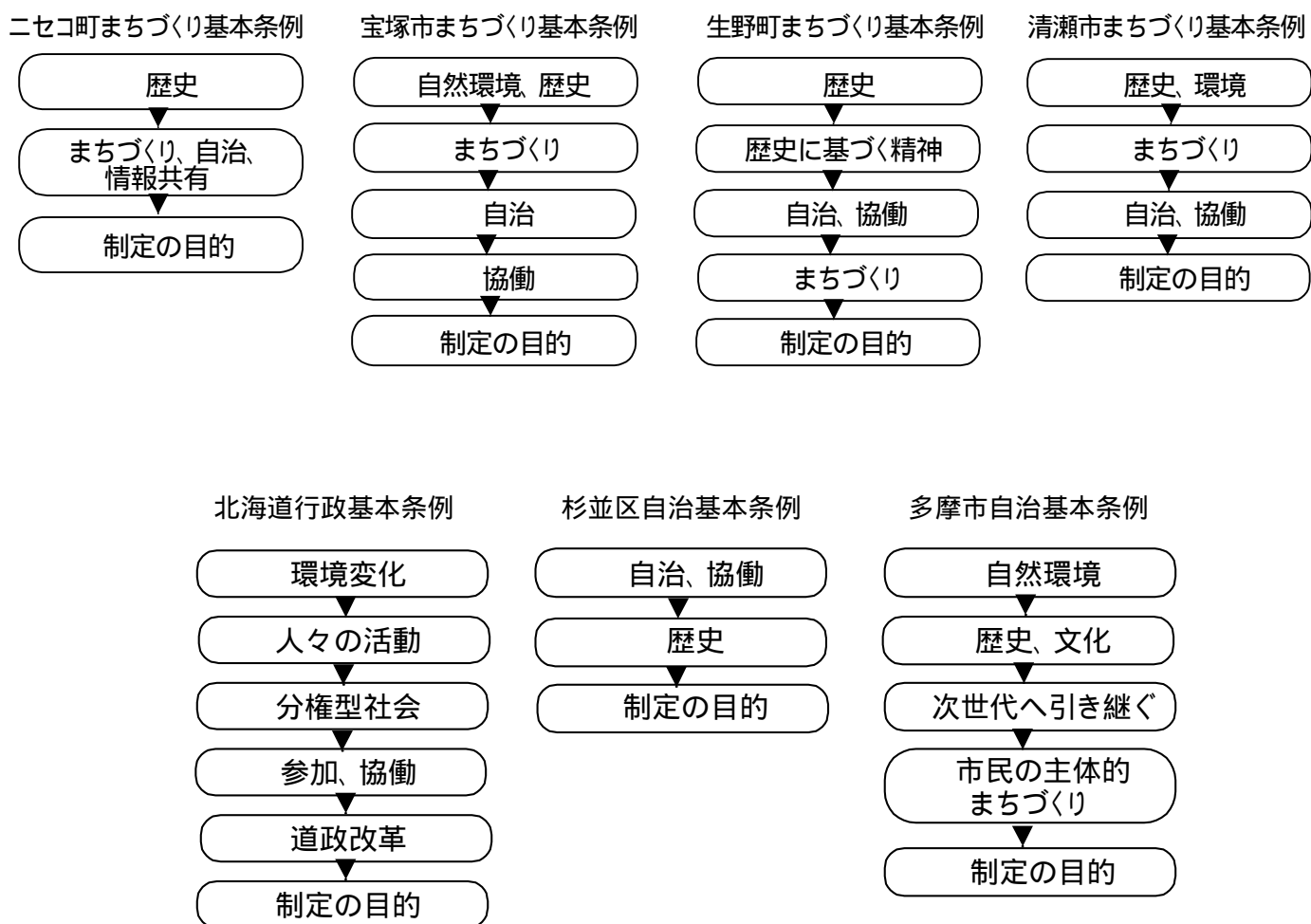
市民が主役としてのまちづくり、その基本的原則、システムの設計書として

- ・主権が市民、市民の自治体に対する「信託」が原則
- ・市民（企業、団体を含む）、市長、議会の責務、権利
- ・情報開示共有、「参加と協働」の原則

検討委員から寄せられた前文の構成案



他都市の条例にみる前文の構成



【他都市自治基本条例条文】

<p>ニセコ町まちづくり基本条例 平成13年4月1日施行</p>	<p>宝塚市まちづくり基本条例 平成14年4月1日施行</p>	<p>生野町まちづくり基本条例 平成14年6月1日施行</p>	<p>清瀬市まちづくり基本条例 平成15年4月1日施行</p>
<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。</p>	<p>宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。</p>	<p>播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治22年(1889年)の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。</p>	<p>清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。</p>
<p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p>	<p>私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。</p>	<p>江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなともに和する”という偕和(かいわ)の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。</p>	<p>わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。</p>
<p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。</p>	<p>生野町では全国における真の住民自治実現へのパイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。</p>	<p>わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切に、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。</p>
<p></p>	<p>また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。</p>	<p>先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを推し進めていく必要があります。</p>	<p>わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。</p>
<p></p>	<p>このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。</p>	<p>ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。</p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

北海道行政基本条例 平成十四年十月十八日	杉並区自治基本条例 平成15年5月1日	多摩市自治基本条例
国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。	地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。	私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。
こうした中で、道内では、多くの人々が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。	武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。	私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育てています。
地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓(ひら)いていくことが求められている。	私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創つていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。	私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。
こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。		そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。
道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。		このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。
このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。		

## 第12回検討委員会が出された意見

### 2 前文について

- ・ 市民が読みやすい前文をつくる必要あり。
  - あまり長くない文章で
  - わかりやすく平易な文章で
  - 格調高い文章に
  - 川崎らしさを表現した文章に
- ・ 誰が文案をつくるか？
  - 作成委員会で検討する。

私たちのまち川崎は、東京、横浜に隣接し多摩川の流れにそって細長く南北に広がっています。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口は全域で増加し、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら、今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点として役割を果たしています。急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、多様な価値観をもった130万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事する多様な人々が住み・暮らしています。緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦な中間地及び臨海部の居住地・商業地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性をもっています。

これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、（行政任せではなく）市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。様々な立場にある私たち市民は「自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。」という市民自治最優先の大原則のもとに、まちの主権者として様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民、市長、市議会議員などが一体となって、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をみんなで力を合わせてつくり出します。平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、地球市民として良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求する「まちづくり」をすすめます。

市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みを実現することで、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざします。

市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の上位の最高規範として、ここに自治基本条例を制定いたします。

第10回作成委員会（04.07.02）～第13回検討委員会（04.07.03）

## 第13回検討委員会が出された意見

### 2 前文について

- ・“持続可能な地域づくり”という言葉があった方がよい。
- ・“協働”という言葉が多すぎる。
- ・整理が必要と考えられる表現
  - “国”の基幹産業、“地球市民”、“多様な”の使い方、“町”と“まち”（の統一）、市民社会を構成するのは「市民、市長、市議会議員」だけでよい？……など

長谷山委員意見

私は個人的に「みんなで力を合わせて」という言葉が引っかかってしまいます。言いたいことはわかるのですが、なんだかそれが条例文に載るかと思うと、どうも全体主義的な感じがしてしまうのですが、どうなのでしょう。

でも、語感はある人ではあると思いますし、気になる言葉をすべて連ねていったら大変なことになると思うので、そんなに他の方々が違和感なければよいのですが。

私の感覚では、「力を合わせよう」と呼びかけられて合わせるのではなく、自立した個人が自治を実現しようと動く過程で結果として力を合わせるという行為が出てくるように思っているため、先に「合わせてがんばろう」とか呼びかけられると、しらけてしまう気がするのです。

STEP5

寄せ集め案を簡潔化した文案（竹井委員が作業）

（第13回検討委員会「追加配付資料」より）

前文20040703

私たちのまち川崎は、多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、臨海部のモノづくりを特徴として成長してきました。そして、変化が激しくなっている社会情勢の中、様々な（複雑な）課題があらわれています。これらの課題を解決し持続可能な社会の実現には、行政だけでなく、市民も主体となって力を合わせ（て）取り組む必要があります。

「自分たちが住むまちのことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。」が自治の原則です。まちの主権者として様々な立場の市民と、議会、市長、行政諸機関が共に役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、新しい自治のかたちを作り出す必要があります。

平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、地球市民として世界平和を願い、良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求する自治を進めます。これからの自治は、市民が主体となって行政と協力する「協働」が大切です。市民は進んで自治に参加し、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざすため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

第13回検討委員会（04.07.03）～第14回作成委員会（04.07.19）

（ ）は第13回検討委員会に配付された時点にのみ、入っていた文言です。

## 石田委員意見

本条例制定の背景、基本理念の明確化のために前文を置く事が通常言われており、中間報告でもその旨が記述されている。

これまでの検討を通じ前文の構成及びその内容としては、

制定の背景として**高齢化、産業構造の変革、地方分権化などの急激な社会変化**が挙げられ、地形や暮らす人々に**多様な地域特性がある中で様々な暮らしを展開**していることが挙げられ、そこに発生する様々な課題解決の必要性が指摘された。

かかる背景の中で、前文に記述したい当市が目指す社会としてほぼ共有されたフレーズは、基本理念としての「**私たちの街のことは私たちが決める**」という**市民自治最優先の理念**であり、ほぼ共有したキーワードは、**理念実現のための情報共有、市民参加と協働**という**当市自治の基本原則**であった。

上記 以外で目指す社会像として挙げられたキーワードは様々であったが、例えば 誇りを持てる社会・ 個人の人権尊重・ 活力に満ち・ ゆとりと豊かさ・ 自らが支え支えられている自覚・ 個人の自律を尊重するが故に他人の自律、社会公共的な価値を尊重・ 子供、若人は夢、希望を・ 高齢者は生きがい・ 安全で温かみ・ 暮らし良い・ 世界平和の希求・ 良好な環境で健康で文化的・ 自らを愛し家族を愛し郷土を愛する心が公共心を育み・ などであった。

上記の目指す社会像を実現する事を本条例の目的として、**市民が信託する行政・市議会の役割と責務**を定めた上で本条例が制定される、として前文とする。

## 末吉委員意見

私たちのまち川崎市は、東京都と横浜市に隣接し、東京湾に注ぐ多摩川に沿って多摩丘陵から臨海地区に及ぶ広さの中に政令指定都市として存在しています。

私たちの生活環境は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきており、解決すべき様々な課題に直面しています。

私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに力を合わせてこれらの課題解決に取り組んでいかなければなりません。

これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。

「**私たちが住むまちのことは私たちが主体で決め、私たちのできることは私たちで行う。**」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる「**自治のまち・川崎市**」の実現を目指し、ここに「**川崎市自治基本条例**」を制定します。



## 事前配付資料に対して寄せられた意見

## 荒井委員意見

前文については、各委員から多数の（案）が寄せられ、一本化するため浪瀬、竹井委員に依頼し原案作成を試みましたが、作成委員会の合意には至っていません。

各委員の前文に対する思い入れは重く、その重要性を認識されている結果と思います。前文は条例全体を現すもので、作成者の真価を問われるものと考えます。

今回の討論会に急いで成文化する必要はないと思いますが、成文化のためのルールを作り進捗することについて以下提案します。

## 提案

1. 文章構成については起承転結の原則を参考に、その構成について委員の合意を得る。（各委員提出案は当然のこととして個性的な文脈であり、これを集約して成文化することは至難の技です。）

## (私案)

- 1) この条例はだれが、何のために作ったのか。（制定の理念と目的）
  - 2) この条例によって、何をどの様に変えるのか。市民・議会・行政はどうあるべきか。（現状の課題と解決手段）
  - 3) この条例によって、この様になる。
  - 4) この条例を市民は見守り、評価、継続する責務を示す。（将来性）
2. 合意を得た構成によって文章化する作業を各委員が担い校正して合意を得る。
  3. この際、文脈に注意し、あたかも同一人による文章であるかのようにする。寄せ集めの文章はインパクトがなく読む人に感動を与えない。
  4. 作成にあたっては同意に拘らず合意による努力を共有する。

## 山下委員意見

最初の 3、4 行の印象が大切と思います。

- (1) 1 行目 臨海部・部を「地域」「地帯」としては如何。
- (2) 2～3 行目 「変化が激しい社会情勢の中、様々な課題があらわれますが、これらを解釈し、持続可能な社会を実現するには、・・・」として如何。
- (3) 9 行目 「地球市民」の文字が唐突です。この文字に一般の理解があるのか、削除可能とも思われます。

## 渡邊委員意見(検討委員会当日に別紙資料で配付)

多摩川を東に、南北に細長く、南部の臨海部、緑の多い北部に別れ、東京都と横浜市にはさまれた都市が川崎市である。

戦中、戦後は、工業都市、ものづくりのまちとして繁栄し、他県から多くの若者が来川し、戦後日本の復興に寄与した。

労働運動も盛んで、いわゆる革新市政が敷かれた時代もあった。また悪名高い公害問題も、派生した時代もあった。

現在では日本屈指の IT 産業の工業地帯として、日本の先端技術を支える道を歩むと共に、多文化、他民族との共生のまち、食文化、自然と芸術のまちとしても、友好都市との交流の盛んまちである。

地方分権一括法が施行され、地方分権が時代の流れとなり、真の住民自治は市民と行政が、協力、協働、参加の基本原則をふまえて、市民のすべてが、いきいきと明るい生活を送るにふさわしく、高齢者・障害者・子どもたちの福祉を充実し、次世代に伝え誇れる、21 世紀の理想のまちを目標に、この条例を制定します。

## 検討委員会で出された意見

### 2 前文について

- ・前文には“ 平和 ”という言葉盛り込みたい。
- ・前文に、自然への畏敬の想いも盛り込めないだろうか。
- ・“ 地球市民 ”という言葉は馴染みが薄い。
- ・前文は条例の顔であり、十分な検討が必要である。
- ・現在の前文案は迫りに欠ける。  
作成委員会でも同じような意見が出されており、現在の前文案は作成委員会として合意されたものではない。
- ・前文は、内容だけでなく、読みやすい構成に組み立てることも重要である。  
渡邊委員から、「位置 歴史 現状 目標」という流れで組み立てられた私案が紹介された。
- ・前文は、市民委員の想いを集約する必要があると思われ、どのように要素を拾い上げ、集約していくかについて議論することが必要である。
- ・前文は検討委員の意見の最大公約数的なものとしてまとめ、解説で説明するという方法もある。解説で説明する内容としては、「前文の論理構成」や「他の意見の紹介」などが考えられる。

## 後日、報告書素案に対して寄せられた意見

### 橋本委員意見

### 2 前文について

- ・川崎市は、ほぼ3つに区分されるように思います。南部、中部、北部です。特に北部は、市として緑の保全に必要な地域と考えられます。市街化調整区域を考えた農村都市を考える地域として、何らかの表現ができないものでしょうか。

川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、首都圏の臨海工業地帯の一役を担いながら成長してきました。そして、今、産業構造の転換が進み、低成長の時代となり、地球環境問題、少子・高齢化、地方分権に伴う行財政改革の必要性など、多くの複雑な課題も現れてきています。

これらの課題に対応していくには、身近な地域から始まる、市民一人ひとりの取組が重要であり、「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく。市民だけでできないことは市政に信託する。」という自治の基本に立ち戻ることが必要です。また、市民本位の視点で、情報共有、参加と協働を原則とし、市民、議会及び市長その他の執行機関の役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、新しい自治のかたちを作り出す必要があります。

私たちは、先人の残してくれた貴重な歴史、文化を引き継ぎ、地球市民として、世界平和を願い、良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることのできる持続可能な社会を作っていきます。そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせるまちを作るため、ここに川崎市自治基本条例を制定いたします。

#### 【解説等】

前文はこの条文の顔であり、全体を表す重要な部分であるとの認識で、下記の点に留意してさらに市民の声を聞き時間の許すかぎり十分に検討を重ねるつもりです。

前文の構成及び内容についてこれまでの検討で合意された基本事項は

条例制定の背景として、当市の地域特性や取り巻く社会環境の急激な変化を述べ、それに伴い様々な課題が生じていることを示します。

その課題解決及び目指す社会像実現（まちづくり）に向けての基本理念として、市民が主権者であること、市民の総意により議会・行政への信託がなされること、を骨子とした「市民自治」を掲げ、それを実現するために「情報共有」、「参加と協働」という基本原則を打ち出します。

「市民自治」の推進により目指すべき当市の社会像について、現実を踏まえつつも格調高く列挙記述します。

以上をうけて、目指す社会像の実現を目的として、当市市民自治の最高規範（ルール）たる「自治基本条例」を制定することを謳います。

2 前文について

・前文は一般的・抽象的な概念で表現すべき（1件）	・法令の前文としては視野が狭いのでは、もっと一般的・抽象的な文言でもよいのではないか。
・前文はインパクトのある表現にするべき（1件）	・条例制定の必要性が一般的すぎる。委員以外の市民にインパクトがないと思う。
・前文は市民に身近な表現にするべき（1件）	・市民一人ひとりが、自分の条例と思えるようなアプローチが必要である。
・前文は恒常的な文章にするべき（3件）	・条例制定の背景は最高規範というある程度永続性を前提とする条例にも必要か。
	・時代背景を限定せず、恒常的な文章にしてはどうか（どのような時代と情勢でも活かされるような表現に）。
	・課題には触れなくてよい。
・前文には公共の担い手の変遷（行政から市民へ）を条例の必要性として盛り込むべき（2件）	・条例の必要性について「全てを行ってきた行政から市民に」という説明がない。
	・公の役割が時代により変遷するということを市民にわかりやすく説明することが必要である。
・前文には既存制度を市民が組み立て直したという規定を盛り込むべき（1件）	・既存の諸制度（自治法その他の法令や制度等）を主権者である地域市民の視点から“組み立て直した”のがこの条例であるということを明記するべきでは。
・前文の「多摩川と多摩丘陵の恵みを受け」ということとあわせて、「先人の労苦の恩恵」を盛り込むべき（1件）	・「多摩川と多摩丘陵の恵みを受け」ということは理解できるが、そのような自然の恵みとあわせ、「先人の労苦の恩恵」ということは省けないのでは（二ヶ領用水、歴史的建造物など）。
・前文には川崎市市域という空間、自然等を含めて表現してほしい（1件）	・川崎市市域という空間、自然等を含めて表現してほしい。
・前文で「信託」を規定する場合、後半でその具体的内容を明らかにすべきである（1件）	・「信託」は積極的な意思を感じる言葉だと思うが、大多数の人がそのような意識を持っているかどうか疑問に感じる（条例後半で具体策を明らかにするとよい）。
・「地球市民」は「地球人」にしてほしい（1件）	・「地球市民」ではなく「地球人」でよいのでは。
・「こころ豊かに...まちを作るため」の「作る」の意味を教えてください（1件）	・「こころ豊かに...まちを作るため」の「作る」には意味があるのか。
・前文には行政の目的（＝公共の福祉の向上）を盛り込むべき（1件）	・行政の目的を明記するべきである。市長以下の行政の目的は市民の公共福祉の向上に尽きること。この姿勢から市民との協働が生まれる。
・前文には市民の権利を盛り込むべき（1件）	・市民の権利を高く謳うべき。
・前文には少子化への対応を盛り込むべき（1件）	・今世紀的な問題である少子化対応を盛り込むべき（生み育てる人の安全性を）。
・前文を条例に盛り込まなくてもよいのでは（1件）	・文句の付けようがない美しい言葉が並べられているが、あえて条例に盛り込む意義があるのかよくわからない。

## 作成委員会における検討の方向性

前文の内容を検討する前に前文の構成を確認する必要があるとの意見に基づき、前文の構成要素について検討した。なお、構成については、前文の文章表現によって前後関係が変動する可能性があることから、現時点では確定させないことが確認された。

前文の構成要素として、次の内容を前文に盛り込むことが確認された。

「制定の背景（自治における現状の課題と解決手段）」

「自治の基本理念・基本原則」「目指す社会像（条例によって目指す社会）」

「条例の目的(制定の理念・目的・将来性)」

## 課題

- ・誰が、何に基づき、どのような前文を書くのか。
- ・その前文の修文や決定の手続をどの様にするか。

## 寄せられた案

## ア 竹井委員

川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、京浜工業地帯の一役を担い成長してきました。21世紀は、地方の時代であり、成熟化社会を迎える中、広域連携や国際化を進め、地域の資源を活かしながら、多様性と創造性を発揮することが求められる時代です。

これらの求めに応じるためには、「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」という自治の基本に立脚し、市民一人ひとりの身近な地域社会における熱意と創意あふれる取り組みが大切です。

このため、私たちはこの条例で、「市民自治」を市民が暮らしている地域社会を市民が治めることと定義し、これに基づき、自治体(川崎市)をつくり、設立した自治体に代表を送ることによって、住民の意思が自治体運営に反映されるとともに、市政を自ら主体的に担うものとなりました。

そして、市民本位の視点で、市民、議会、市長、市の執行機関の役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、情報共有、参加と協働を原則とした、それぞれが公共を担い合う新しい自治の仕組みにより、川崎市を運営していくものとなりました。

私たちは、ここに川崎市自治基本条例を制定し、自らの暮らしや活動が、世代を越えて、地球環境や世界平和に影響を及ぼすことを自覚し、先人の残してくれた貴重な歴史、文化を引き継ぎ、地球市民として、良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることの出来る持続可能な社会を作っていきます。そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせ、七つの区がそれぞれの個性を発揮される川崎市の創造を願います。

## 〔解説〕

(制定の背景) 川崎市の成り立ち、21世紀における置かれている位置

- ・川崎市は北部の丘陵地帯、中部の平原地帯、南部の工業地帯に分かれ、それらを多摩川、二ヶ領用水が結び、それぞれに特徴ある地域を形成してきました。
- ・21世紀初頭の今、地方分権化、首都圏における自治体の広域連携、国際化が進み、低成長経済

化、情報化、少子高齢化などの急激な産業と社会の変化を経て到達するであろう成熟化社会において、今まで以上に地域、地域の多様性と創造性が求められています。

(基本理念) 市民自治を基本理念とすること

- ・この多様性と創造性を作り出すため、また、様々な複雑な課題に対応するためには、市民による身近な場所での創意工夫あふれる課題解決の活動が欠かせません。それが自治の基本の「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」です。

(基本原則) 市民自治の基本原則

- ・この自治の基本を推進するには、それぞれの役割と責務を明確にし、情報共有、参加と協働を原則とした自治の仕組みを再構築していく必要があります。

(目指す社会像と条例の目的)

- ・今までも、多くの人たちが暮らしやすいまちづくりに取り組んできましたが、私たちの日々の暮らしと活動が、地球規模で次世代に影響を与えることを認識し、そのような地球規模の環境問題、複雑な国際関係による平和の危機などに対しても、身近なところから取り組む力が、人と人とのつながりにより、大きな力を持ち得るような市民社会を目指します。
- ・この川崎市自治基本条例により、広い視野を持った一人ひとりの身近なところから始まるまちづくり活動が推進され、その活動が世界的な広がりにつながることで、次世代に託すことの出来る持続可能な社会が作られていくことを期待します。

#### イ 未吉委員

私たちのまち川崎市は、東京都と横浜市に隣接し、東京湾に注ぐ多摩川に沿って多摩丘陵から臨海地域におよぶ広さの中に政令指定都市として着実な歩みを進めてきました。

近年、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、産業構造の変革、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、私たちの生活環境は、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきており、解決すべき様々な課題に直面しています。

私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに力を合わせてこれらの課題解決に取り組んでいかなければなりません。

課題解決に向けての取り組みは「まちづくり」そのものであり、これからの「まちづくり」には、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が必須です。

私たちは、真摯な「まちづくり」活動が、誰もが希求する世界平和の実現と安全の確保に寄与していくものと確信します。

「自分たちが住むまちのことは自分たちが主体で決める。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

(550字)

#### 【前文起草にあたっての基本事項】

前文の意義：自治基本条例を制定する事由を明らかにすること。

字数：450～600字(北海道737字、高知県612字、杉並区470字、多摩市358字)

文体：格調を備え平易な表現で口語体。用語は前文の中で意味が理解できること。

構成：〔川崎市の所在環境〕

巨大都市・東京都と横浜市に隣接しながら、政令指定都市として着実に歩んできたこと。多摩丘陵、多摩川、臨海地域で輪郭の一部を表現。

(歴史的沿革、自然の恵みは全市民で共有しにくいので割愛)

〔社会経済状況の変化と市民生活環境へのインパクト〕

a. 少子高齢化：家族構成・家庭環境の変化 子育て支援・介護体制の整備、

教育環境再構築等

- b. 国際化：国際交流の活発化 外国人市民の増加、人権尊重・権利拡大等
- c. 高度情報化の進展：情報化社会への移行、電腦生活化等
- d. 産業構造の変革：重工業から第三次産業への主役移行、製造部門の国外移転に伴う産業構造の空洞化、流通機構の変革等
- e. 環境重視型社会への移行：資源再利用・環境保全意識の啓蒙

〔課題解決への取り組み まちづくり 市民が力をあわせて取り組む〕

市民が主体となって行政と協働することが必須

〔まちづくりと平和の実現・安全の確保の関連〕

例えば、外国人市民がまちづくりに参加することにより、国家・民族・宗教・イデオロギー等を超えて相互理解・親善が深まることが期待され、世界平和の実現に寄与することになる。安全の確保は安全に関する個別の課題解決を通じて実現していく。(この記述によって、市民の責務から平和条項を削除)

〔市民自治の前提を踏まえて「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、「川崎市自治基本条例」を制定する〕

ウ 石田委員

前文 案

‘ 0 4 ・ 8 ・ 2

多摩川の悠久の流れに育まれた豊かな自然、古代から連なる遙かな歴史と文化をもち、先人の叡智と弛まない努力の恩恵を享けて発展を続けるわがまち川崎は、少子高齢化、産業構造の転換、地球規模での環境重視型社会への移行などかつてない急激な社会環境の変化に直面し、私たち市民の生活様式や価値観も多様化しています。

21世紀に入り地方分権が進展する中、私たち市民は、自らが主体となって互いの価値観を認め合い、公共の価値を尊重し、「わがまちのことは自分たちで決め自分たちで治める」という市民自治の基本理念に基づいた、ゆとりと活力をもち、温かみのある暮らしよい、そして市民誰もが誇れる平和で安全なまちづくりを目指します。

私たち市民は、この基本理念を実現する為には、情報共有を前提とした市民参加と協働が基本原則であることを明らかにして、更に市民が信託する議会、行政夫々の役割と責務を定め、ここにわがまち川崎の市民自治の最高規範である自治基本条例を、市民参加の策定を経て制定します。